

知る！  
学ぶ！  
選ぶ！

# 訪問リハビリ



## 1 概要

理学療法士など国家資格を有した専門職が自宅に  
訪問してリハビリを行います！

患者様の実際の生活の場（自宅や自宅に類する住まい）  
にお伺いして、日常生活の自立と家庭内の役割を持つことを目指し、  
さらには社会参加の向上を図ることが一番の目的です。  
また患者様が、安心、安全にその人らしい住宅生活が継続できるように支援します。  
少しずつ「できること」「やりたいこと」を増やし、自宅での自立支援に効果的なサービスです。

## 2 対象者

訪問リハビリは、誰でも利用できるわけではありません。  
また介護保険と医療保険によって対象者も変わってきます。

### ◆介護保険で利用できる方

- ・要介護認定を受けた、要介護 1～5 または要支援 1・2 の方で、訪問リハビリの必要性があると主治医が認めた方。

### ◆医療保険で利用できる方

- ・要介護認定を受けていない方で、訪問リハビリの必要性があると主治医が認めた方。
- ・要介護認定者が、厚生労働大臣が定める疾病等の患者や急性増悪の場合、医療保険での訪問が可能。



## 3 サービス内容

- ・健康確認（血圧測定、体温測定、健康状態の把握など）
- ・評価（病状や身体機能の把握、体力測定など）
- ・日常生活動作訓練（屋内外の歩行訓練、トイレ動作訓練など）
- ・摂食嚥下機能の評価やアドバイス（口腔体操、食事形態のアドバイスなど）
- ・環境整備（身体や日常生活動作に合わせて自宅の環境を整備するなど）
- ・福祉用具の検討（専門職と相談し、身体に合わせた福祉用具の選定やアドバイスなど）

## その人に合わせた目標設定でモチベーションアップ

患者様・ご家族の想いを大切に、具体的な目標設定ができるため、リハビリにも前向きに取り組むことができます。

例) 買い物に行けるようになりたい



## 生活しやすい空間づくりのお手伝い

患者様の身体機能や生活スタイル、家屋環境に合わせながら、安全によりよい生活ができる空間づくりの提案ができます。

例) 手すりなどの住宅改修や福祉用具の調整

## 家だからこそできるリハビリ

患者様の身体機能を評価し、より実践的な内容で生活動作の練習を行います。

例) どうしたら浴槽をまたげるか?

例) 段差を上手く越えられるか?



## ご家族様への介助法やアドバイス

どのように介助したら負担が少なく、楽に介助できるかなどアドバイスや指導も行います。

例) 楽に車イスに乗せてあげたい

例) どうしたら上手くトイレの介助ができるか

## 4 手続き

### 訪問リハビリを受けるまでの流れ

訪問リハビリを希望する際は、最初に担当のケアマネージャーにご相談下さい。

訪問リハビリを実施するには、主治医の指示が必要なため当院の外来受診をしていただきます。受診時に訪問リハビリの希望を主治医へお伝えいただき、主治医の判断で訪問リハビリの指示がなされます。

※訪問リハビリの指示は、指示日より3カ月間の有効期限となっています。

## 5 Q&A

### Q 訪問リハビリは、どこ（住所）まで可能ですか？

A 主に2市3町（塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町、松島町）となっております。基本的に病院から30分圏内を訪問エリアとしています。松島町ですと、高城近辺までとなります。必要に応じてご相談可能です。

### Q 訪問リハビリの頻度はどのくらいですか？

A 基本的に、週1~3回 40分~60分です。退院・退所直後は、更に集中的な訪問も対応可能です。（要相談）

### Q 訪問リハビリは、土日してもらえますか？

A 土日、祝祭日、年末年始はお休みになります。月曜日~金曜日までの（9時~17時）にお伺いします。

